

告示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人新江明の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員 立 石 泰 広
埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
小林 正和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町十五番一―二〇二号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
蛭田 浩平	埼玉県さいたま市緑区大字大門千四百十三番地八	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日